

有価証券届出書の訂正届出書

プレミア投資法人

<12667>

有価証券届出書の訂正届出書

関東財務局長 殿

平成 14 年 9 月 2 日提出

発行者名	プレミア投資法人
代表者の役職氏名	執行役員 吉田 和美
本店の所在の場所	東京都港区西麻布一丁目 2 番 7 号
事務連絡者氏名	プレミア・リート・アドバイザーズ株式会社 代表取締役社長 久保 健太 運用管理部次長 横山 泰三
連絡場所	東京都港区西麻布一丁目 2 番 7 号
電話番号	03-5772-8551 (代表)

届出の対象とした募集

募集内国投資証券に係る投資法人の名称	プレミア投資法人
--------------------	----------

募集内国投資証券の形態及び金額

形態：投資証券

金額：発行価額の総額 27,187,200,000 円 (注)

(注) 今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で募集を行うため、募集における発行価格の総額は上記金額と異なります。

有価証券届出書の訂正届出書の写しを縦覧に供する場所

該当なし

(本書面の枚数 表紙共 5 枚)

I 有価証券届出書の訂正届出書の提出理由

平成14年8月7日付をもって提出した有価証券届出書及び同年8月22日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、同年9月2日の役員会において発行価格及び発行価額（引受価額）が決定されましたので、これに関する事項について訂正するとともに、記載内容の一部についても訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

II 訂正事項

ページ

<u>第一部 証券情報</u>	1
第1 内国投資証券.....	1
(4) 発行価額の総額.....	1
(5) 発行価格.....	1
(14) その他.....	3
<u>第二部 発行者情報</u>	5
第1 投資法人の状況.....	5
4. 手数料等及び税金.....	5
(3) 管理報酬等.....	5
第2 関係法人の状況.....	5
2. その他の関係法人の概況.....	5
② 引受人.....	5
(1) 名称、資本の額及び事業の内容.....	5

III 訂正箇所

訂正箇所には_____を付しております。

第一部 証券情報

第1 内国投資証券

(4) 発行価額の総額

〈訂正前〉

27,187,200,000 円

(注) 後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、本投資証券にかかる平成14年8月22日付有価証券届出書の訂正届出書の提出日現在における見込額です。

〈訂正後〉

27,187,200,000 円

(注) の全文削除

(5) 発行価格

〈訂正前〉

未定

(注1) 発行価格は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める「不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出しに関する規則」第2条で準用される「上場前の公募又は売出し等に関する規則」第3条の2に規定するブックビルディング方式（投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格にかかる仮条件を投資家に提示し、投資口にかかる投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいいます。）により決定します。

(注2) 仮条件は、460,000円以上500,000円以下の価格とします。仮条件の決定に当たり、本投資法人の内容を判断し、本投資証券の価格算定を行う能力が高いと推定される証券取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。以下「証券取引法」といいます。）第2条第3項第1号にいう適格機関投資家（以下「機関投資家」といいます。）等の意見その他を総合的に勘案して決定しました。

申込みに先立ち、平成14年8月23日（金）から平成14年8月30日（金）までの間、投資家は後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことが出来ます。

当該仮条件に基づく需要の申告の受付に当たり、引受人は、本投資法人の本投資証券が市場において適正な評価を受けることを目的に、本投資法人の内容を判断し本投資証券の価格算定を行う能力が高いと推定される機関投資家等を中心に需要の申告の受付を行う予定です。当該需要の申告は、変更又は撤回することが可能です。

当該仮条件に基づく需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、平成14年9月2日（月）に発行価格及び発行価額（引受価額）を決定する予定です。

(注3) 後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額（引受価額）とは異なります。発行価格と発行価額（引受価額）との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(注4) 販売に当たっては、東京証券取引所の「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例」に定める投資主数基準の充足、上場後の本投資証券の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に販売が行われること

があります。

引受人は、需要の申告を行った投資家への販売については、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格又はそれ以上の需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針への適合性等を勘案したうえで、決定する方針です。

引受人は、需要の申告を行わなかった投資家への販売については、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針への適合性、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針です。

(注⁵) 本投資証券に対する金銭の分配の起算日は、平成14年5月2日(本投資法人設立日)とします。

〈訂正後〉

480,000円

(注¹) 発行価格は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の定める「不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出しに関する規則」第2条で準用される「上場前の公募又は売出し等に関する規則」第3条の2に規定するブックビルディング方式(投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格にかかる仮条件を投資家に提示し、投資口にかかる投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいいます。)により決定しました。

(注²)の全文削除

(注²) 後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額(引受価額)とは異なります。発行価格と発行価額(引受価額)との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(注³) 販売に当たっては、東京証券取引所の「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例」に定める投資主数基準の充足、上場後の本投資証券の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。

引受人は、需要の申告を行った投資家への販売については、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格又はそれ以上の需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針への適合性等を勘案したうえで、決定する方針です。

引受人は、需要の申告を行わなかった投資家への販売については、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針への適合性、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針です。

(注⁴) 本投資証券に対する金銭の分配の起算日は、平成14年5月2日(本投資法人設立日)とします。

(14) その他

〈訂正前〉

① 引受け等の概要

本投資法人は、発行価格決定日（平成 14 年 9 月 2 日（月））に下記に記載する引受人との間で新投資口引受契約を締結する予定です。

名称	住所	引受投資口数
日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社	東京都港区赤坂五丁目 2 番 20 号	36,580 口
大和証券エヌエムビーシー株式会社	東京都中央区八重洲一丁目 3 番 5 号	5,900 口
藍澤証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 20 番 3 号	2,360 口
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目 4 番 7 号	2,360 口
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目 4 番 1 号	2,360 口
東海東京証券株式会社	東京都中央区京橋一丁目 7 番 1 号	2,360 口
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋三丁目 13 番 5 号	2,360 口
国際証券株式会社（注）	東京都中央区新川二丁目 27 番 1 号	1,475 口
UFJ つばさ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 1 番 3 号	1,475 口
平岡証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目 6 番 19 号	1,180 口
あさひリテール証券株式会社	東京都中央区日本橋室町三丁目 2 番 15 号	590 口
合計		59,000 口

（注）国際証券株式会社は、平成 14 年 9 月 1 日付をもって東京三菱証券株式会社、東京三菱パーソナル証券株式会社及び一成証券株式会社と合併し、三菱証券株式会社に商号を変更する予定です。以下、同じ意味で用います。

上記引受人は、発行価格決定日に決定される引受価額（発行価額）にて買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受人は、払込期日までに引受価額の総額と同額を払込取扱場所へ払込み、発行価格の総額と引受価額（発行価額）の総額との差額は引受人の手取金とします。引受手数料は支払われません。

上記引受人は、引受人以外の証券会社に投資口の販売を委託することがあります。

〈訂正後〉

① 引受け等の概要

本投資法人は、発行価格決定日（平成 14 年 9 月 2 日（月））に下記に記載する引受人との間で新投資口引受契約を締結しました。

名称	住所	引受投資口数
日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社	東京都港区赤坂五丁目 2 番 20 号	36,580 口
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都中央区八重洲一丁目 3 番 5 号	5,900 口
藍澤証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 20 番 3 号	2,360 口
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目 4 番 7 号	2,360 口
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目 4 番 1 号	2,360 口
東海東京証券株式会社	東京都中央区京橋一丁目 7 番 1 号	2,360 口
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋三丁目 13 番 5 号	2,360 口
三菱証券株式会社（注）	東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号	1,475 口
UFJ つばさ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 1 番 3 号	1,475 口
平岡証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目 6 番 19 号	1,180 口
あさひリテール証券株式会社	東京都中央区日本橋室町三丁目 2 番 15 号	590 口
合計		59,000 口

（注）国際証券株式会社は、平成 14 年 9 月 1 日付をもって東京三菱証券株式会社、東京三菱パーソナル証券株式会社及び一成証券株式会社と合併し、三菱証券株式会社に商号を変更しました。

上記引受人は、発行価格決定日に決定された引受価額（発行価額）（1 口当たり 460,800 円）にて買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）（1 口当たり 480,000 円）で募集を行います。引受人は、払込期日までに引受価額の総額と同額を払込取扱場所へ払込み、発行価格の総額と引受価額（発行価額）の総額との差額（1 口当たり 19,200 円）は引受人の手取金とします。引受手数料は支払われません。

上記引受人は、引受人以外の証券会社に投資口の販売を委託することがあります。

第二部 発行者情報

第1 投資法人の状況

4. 手数料等及び税金

(3) 管理報酬等

〈訂正前〉

(前 略)

- ⑥ 引受人（日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、藍澤証券株式会社、極東証券株式会社、新光証券株式会社、東海東京証券株式会社、水戸証券株式会社、国際証券株式会社、UFJつばさ証券株式会社、平岡証券株式会社、あさひリテール証券株式会社）

(後 略)

〈訂正後〉

(前 略)

- ⑥ 引受人（日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、藍澤証券株式会社、極東証券株式会社、新光証券株式会社、東海東京証券株式会社、水戸証券株式会社、三菱証券株式会社、UFJつばさ証券株式会社、平岡証券株式会社、あさひリテール証券株式会社）

(後 略)

第2 関係法人の状況

2. その他の関係法人の概況

② 引受人

(1) 名称、資本の額及び事業の内容

〈訂正前〉

名称	資本の額（注1） （平成14年3月末日現在）	事業の内容
国際証券株式会社	65,254 百万円	証券取引法に基づき証券業を営んでいます。

〈訂正後〉

名称	資本の額（注1） （平成14年3月末日現在）	事業の内容
<u>三菱証券株式会社</u> （注3）	65,254 百万円	証券取引法に基づき証券業を営んでいます。

(中 略)

（注3）平成14年9月1日を合併期日として国際証券株式会社、東京三菱証券株式会社、東京三菱パーソナル証券株式会社及び一成証券株式会社が合併し、三菱証券株式会社となりましたので、上記の表中における資本の額は平成14年9月1日現在の額を記載しております。